

なは市民協働大学院事業
企画提案募集要項

2025年4月

那 覇 市

なは市民協働大学院 企画提案募集要項

1. 趣旨

本要項は、「なは市民協働大学院事業」を実施する受託業者を公募するために必要な事項を定めるものである。

2. 名称

なは市民協働大学院事業

3. 目的

本事業は、地域課題の解決に向けた動きを促すコーディネーター的視点を持った人材の発掘・育成を目的とし、なは市民協働大学（目的：那覇の協働の取り組みについて学び、地域づくりに参加するきっかけとする）の上級編として位置付ける。

4. 内容

講座事業の実施

詳細は、「なは市民協働大学院事業 業務委託仕様書」、募集要項別紙 1「なは市民協働大学・大学院運営方針」のとおり。

5. 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日（土）までとする。

6. 実施場所

なは市民活動支援センター（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号なは市民協働プラザ 2 階）他（なは市民協働プラザの 2 階が使用できない場合は、協議の上、実施場所を選定する。）

7. 業務の見積もりに関する要件

提案上限額は、3,595,000 円とし、業務履行期間に係る総額として、法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。上記の金額は、実際の契約金額を示すものではない。

8. 応募資格条件

- (1) 那覇市内に事業所のある者。（法人格は必ずしも必要ではない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日にもおいても、本市の指名停止を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。

- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者。

9. 協力連携事業者

本委託事業においては、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。この場合、協力連携事業者は上記「8. 応募資格条件」の(2)から(7)までの要件を満たすものとする。連携事業者は、複数の応募者の協力連携事業者となることを認めない。また、本企画の応募者は他の応募者の協力連携事業者になることはできない。

10. 応募手続き等

(1) スケジュール

・ 公募開始	令和7年4月16日(水)
・ 事業説明会	令和7年4月23日(水) ※要申込み
・ 質問書締切	令和7年4月28日(月) 12:00
・ 質問への回答	令和7年5月7日(水)
・ 提案参加申込締切	令和7年5月13日(火) 12:00
・ 提案書提出締切	令和7年5月16日(金) 17:00
・ 企画提案審査	令和7年5月23日(金) 時間は後日通知
・ 優先交渉権者決定通知	令和7年5月27日(火) 頃予定
・ 契約	令和7年5月31日頃予定

(2) 募集要項等の配布

市ホームページよりダウンロードすること。

(3) 質問書類提出

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、様式6「質問書」を電子メールで提出し、件名を「大学院質問」とすること。電話及び口頭での照会対応は行わない。

- ① 質問期限：令和7年4月28日(月) 12:00 必着
- ② 送付先：C-KATU002@city.naha.lg.jp
- ③ 回答：令和7年5月7日(水) 17:00 までに市ホームページに掲載

(4) 事業説明会

- ① 日時：令和7年4月23日(水) 10:30～
- ② 場所：なは市民活動支援センター 会議室⑧
(那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階)
まちづくり協働推進課 098-861-3846)

③ その他

- ・参加希望の場合は、事前に連絡すること。

(申込期限：令和7年4月18日(金)17:00)

- ・募集要項及び仕様書等は、各自で持参すること。
- ・事業説明会での質疑事項等については、市ホームページに掲載する。

(5) 提出書類

- ① 提案参加申込書(様式1) **※提出期限：令和7年5月13日(火)12:00**

- ② 提案提出書(様式2)

- ③ 企画提案書

※別紙2「なは市民協働大学院事業企画提案書作成要領」に基づき作成すること

- ④ 見積書及び見積明細書(様式3、明細書は様式自由)

- ⑤ 法人等概要書(様式5) ※連携事業者についても提出

- ⑥ 法人格を有する場合：登記事項証明書(全部事項証明)(写し可)

個人事業主の場合：身分証明書(本籍地にて発行)と

個人事業の開業届書(写)または個人用営業証明書

※個人用営業証明書は発行に時間を要する場合があるため、事前に市民税課(電話：862-9903)にお問い合わせすることをお勧めします。

- ⑦ 市税納税証明書(本市に滞納のない証明)

- ・公募開始日を基準として直近年中の内容。写し可
- ・市税の猶予措置を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書の写し」も併せて提出すること

※提出部数：上記①～⑦を、正本1部、副本12部の合計13部を提出。

※⑥及び⑦については、取得後3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

(6) その他注意事項

- ① 本企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
- ② 提出された提案書の著作権は応募者に属する。市が応募者に無断で他の目的に使用することはない。

(7) 提出書類の受付期間

期間：令和7年5月13日(火)～令和7年5月16日(金)17:00必着

(8) 提出方法

「14. 連絡・照会先」まちづくり協働推進課

直接窓口に提出（17：00 必着）または郵送（配達証明付・当日消印有効）

※郵送の場合は、電話にてその旨をご連絡ください。

11. 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

企画提案の審査は、市職員で構成される「市民文化部所管事業審査委員会」にて行う。

審査委員会での審査は、提案者によるプレゼンテーション終了後、審査委員毎に採点し、その合計点が高い順に順位を決め、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次の表のとおりとし、提案書の内容で説明することとし、募集要項別紙2「なは市民協働大学院企画提案書作成要領」に示す記載事項を審査項目とする。

審査項目及び配点

審査項目		配点	
企画提案内容	①	事業の趣旨・目的を十分理解し、講座内容（仕様書P2 3業務内容）を踏まえた企画提案コンセプトが示されているか。	10
	②-1	受講生同士のチームワークを深め、まちづくりを楽しみながら継続できる効果的な地域課題解決の手法を学べる内容となっているか。	20
	②-2	データを活用する等、地域課題の解決に向け、より実践的な企画提案のスキルが学べる内容となっているか。	10
	②-3	一般的に利用が進んでいるデジタル技術に触れるなど、時代や環境に適した視点・手法を学べる内容となっているか。	10
	②-4	自治会・校区まちづくり協議会の立ち上げ・運営等につながる内容となっているか。	10
	②-5	公開講座の開催が「地域課題の解決に向けた動きをつくり出すコーディネーター的視点をもった人材」を発掘・育成するための講座として、受講する市民にとって魅力的な内容となっているか。	10
	②-6	受講生OBOGや関連団体等、まちづくりの現場で活躍する人材を活用した内容となっているか。	5
	③-1	市民や受講希望者等からの問合せに適切に対応できる体制となっているか。	5
③-2	組織体制とスタッフ人員配置について、適正な規模と人材が示されており、業務全体のスケジュール等が示されているか。	5	

	④	受講生30名を満たすため、効果的な募集方法について示されているか。	5
	⑤	本事業を実施したことによる事業効果を分析するために、どのような調査を行うか示されているか。	5
受託実績	⑥	本業務と類似の業務受託実績が示されているか。 ※類似業務とは、企画提案者による人材育成講座やワークショップなどを指す。 ※法人等概要書（様式5）に記載のうえ、契約書と仕様書の写しを提出すること。 ※直近10年以内の実績（最大5件）に限る。	5
見積額	⑦	提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。	5
合計			105

(3) 企画提案審査（プレゼンテーション審査）

①日時

令和7年5月23日（金）（詳細については、別途通知する）

場所：那覇市役所本庁8階801会議室

（那覇市泉崎1-1-1 8階）

②参加者

プレゼンテーションの参加者は、総括責任者を含め最大3名とし、本業務に従事する者（管理責任者）が主な説明をする。

③持ち時間

・1者あたり30分程度（説明：15分以内、質疑：15分以内）

④使用備品

パソコンとプロジェクターを使って説明する場合は、パソコンを持参すること。プロジェクターは市で準備する。

⑤説明方法

事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

⑥その他

順番は、企画提案書を受け付けた順とする。

(4) 提案審査結果

審査評価結果については、優先交渉権者、次点交渉権者のみを提案提出者へ通知する。なお、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

12. 提案の無効に関する事項

次の項目の一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき

- (2) 一つの事業者が複数申請したとき
- (3) 書類等に虚偽の記載のある場合
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき
- (5) 誤字又は脱字等により内容が不明確な提案
- (6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき

13. 契約等について

- (1) 優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。
- (2) その他の要件
 - ① 一般管理費は、人件費と事業費の合計の10%以内もしくは受託者の保有する規定のうち割合の低いものとし、備品購入は認めない。
 - ② 本件業務の実施に必要な法令や条例等に基づく許認可等の手続きについては、原則受託事業者が担うこと。
 - ③ 業務終了後であっても、監査等の際は必要書類の準備や説明等に協力すること。
 - ④ 事業の関係資料は、業務終了後5年間は保管しなければならない。
例) 当該業務従事者に係る出勤簿及び日報、給与明細、賃金台帳、その他支払いに係る見積書、発注書、領収書など。
 - ⑤ 本件業務で取得した全ての成果物は、本市へ帰属するものとする。
 - ⑥ 本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市へ帰属するものとする。ただし、受託者の使用権については、協議のうえ認めることとする。
 - ⑦ 本件業務の支払いについては、委託業務実績報告書及び仕様書に定める成果物の検査後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとし、必要に応じ、概算払い又は実績に応じた部分払いを認めるものとする。
 - ⑧ 本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
 - ⑨ 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外には使用しないこと。
 - ⑩ 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
 - ⑪ 本件業務に関する双方の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

14. 連絡・照会先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階
市民文化部 まちづくり協働推進課 担当：金城、新垣
電話：(098) 861-3846
Email：C-KATU002@city.naha.lg.jp
※駐車場の利用は（有料）となっています。

なは市民協働大学・大学院運営方針

(目的)

第1条 この方針は、よりよい那覇のまちを目指して、協働によるまちづくりをすすめることを目的とする、なは市民協働大学（以下「大学」という。）及びなは市民協働大学院（以下「大学院」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、ここでいう「大学」及び「大学院」は、学校教育法上で規定する「大学」及び「大学院」とは異なる。

(協働の定義)

第2条 協働とは、「多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取り組むこと」をいう。

(開講趣旨)

第3条 大学及び大学院を受講する者は、目的を共有し、平等で対等であり、役割を分担し、お互いを理解し尊重し合い、協働によるまちづくりをすすめていくものとする。

(受講の申込み)

第4条 大学及び大学院を受講しようとする者は、受講生の募集案内等にて指定する方法により申し込むものとする。ただし、募集期間後であっても、受講が可能な場合は、申込みを受け付けることができるものとする。

(定員)

第5条 大学及び大学院の募集定員は受講生の募集案内又は業務委託仕様書等にて定める。ただし、定員を超えても受講が可能な場合は、可能な範囲で受講させることができるものとする。

(受講の決定)

第6条 申込みが定員を超えた場合は、応募動機等を勘案し決定する。また、申込みの数が定員に達しない場合でも、応募動機等を勘案し、必要に応じて受講者に面談し決定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、受講を認めないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動または営利活動を主たる目的とする言動が認められる者
- (2) 大学・大学院の開講目的及び趣旨に反し、運営上支障を及ぼすおそれがある者

(3) 面談に応じない者

(4) その他、次条の受講の取り消し規定に明らかに該当すると判断される者
2 まちづくり協働推進課長は前項の規定により受講者に決定した申込者には受講決定通知を送付するとともに、落選した申込者にはその旨を通知する。

(受講の取り消し)

第7条 まちづくり協働推進課長は、受講生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を退出させ、受講を取り消すことができる。

- (1) 受講料等を支払わない者
- (2) 申込みに虚偽の記載を行った者
- (3) 心身の故障のため受講の継続が困難と判断される者
- (4) やじ、暴言、若しくは暴力等により講座の進行を妨げるなど、他の受講生の受講の妨げとなる行為を行う者
- (5) 講師又は主催者の指示に従わない者
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を主たる目的とする言動が認められる者
- (7) その他、大学・大学院の開講目的及び趣旨に反し、運営上支障を及ぼす者
- (8) 第3号から第5号までの各号のいずれかの行為を繰り返すことが予想され、講座の継続的な受講が困難と判断される者

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり協働推進課内で協議し、最終的な判断はまちづくり協働推進課長が行うものとする。

附 則

この運営方針は、平成29年5月31日から施行する。

この運営方針は、平成30年4月25日から施行する。

この運営方針は、令和5年4月24日から施行する。

なは市民協働大学院事業 企画提案書作成要領

1 提案書並び順及び記載事項

下記「企画提案書並び順及び記載事項一覧」に基づき作成すること。

【企画提案書並び順及び記載事項一覧】

①	企画提案コンセプト	事業の趣旨・目的に沿った企画提案コンセプトを示してください。
②	講座内容	業務委託仕様書「P3 3. 業務内容（1）講座企画業務」に基づき作成ください。
③	制度設計、事務局運営	事業実施に向けた事務局の運営体制や、業務全体のスケジュール等を示してください。 受講生募集に際しては、市民や受講希望者等からの問合せに適切に対応できる体制についても示してください。
④	受講生募集	受講生30名を達成するための募集方法について示してください。
⑤	効果測定	本事業を実施したことによる事業効果を分析するためにどのような調査を行うか示してください。

2 提案書様式等

(1) 形式

- ・提案書はA4縦判片面印刷とし、原則として横書・左綴じとする。
- ・企画提案書等は、募集要項P3（5）に記載された提出書類一式をA4フラットファイルにまとめ、提出部数を確認の上、提出すること。
また、各様式にはタブを貼付し、ファイル表紙は無記載とすること。

(2) ページ数

提案書は表紙を除いて15ページ以内とする。

3 資料等の取り扱い

資料等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。